

# 幼児教育・保育の無償化について

現在、施設を利用(予定)している  
※こども園・幼稚園 等

いいえ

無償化の対象外

はい

保育を必要とする理由がありますか？  
例：就労、出産、疾病、介護、就学等

はい

・認定こども園(保育認定)  
・保育所

・施設型給付幼稚園  
・こども園(教育認定)  
・公立幼稚園

・国立幼稚園  
・幼稚園(新制度未移行園)

・ファミリーサポート事業  
・病児保育事業  
・一時預かり保育  
・認可外保育施設(企業主導型  
保育事業除く)

・企業主導型保育事業

手続  
不要

3.

2.

4.

各事業所  
へ確認

いいえ

・施設型給付幼稚園  
・こども園(教育認定)  
・公立幼稚園

・国立幼稚園  
・幼稚園(新制度未移行園)

・ファミリーサポート事業  
・病児保育事業  
・一時預かり保育  
・認可外保育施設

手続  
不要

1.

償還  
対象外

## 【問い合わせ先】

- ①・②について  
教育委員会総務課  
0745-45-2101
- ③・④について  
福祉こども課児童福祉係  
0745-45-5872